

令和元年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年5月30日（木）
開会 午後2時 閉会 午後2時36分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 高 橋 ますみ
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司
教 育 部 特 命 担 当 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修
教 育 部 主 幹 （ 教 育 企 画 課 ） 和 田 克 弘
学 校 運 営 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 章 郎
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 1人

令和元年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 令和元年5月30日（木）午後2時から
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報 告 事 項
 - (1) 平成 30 年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況
 - (2) 平成 30 年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）
 - (3) 西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について（答申）
- 第 3 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和元年第5回定例会
(5月30日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和元年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は高橋委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 報告事項に入ります。

(1) 平成30年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、説明をお願いいたします。

○宮本統括指導主事 私からは、平成30年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について、報告いたします。

恐れ入りますが、横置きの資料の上段を御覧ください。

平成30年度は、1,558名の児童が市立小学校を卒業しました。そのうち、校区内の市立中学校に1,232名、校区外の市立中学校に70名進学しています。また、市外の都内公立中学校に16名、都立中学校あるいは都立中等教育学校に26名、都内国立中学校に9名、都内私立中学校に189名、都外の中学校に14名の児童が進学しております。

なお、海外に転出した児童は2名となっております。

続きまして、資料の下段を御覧ください。

平成30年度は、1,333名の生徒が市立中学校を卒業しました。そのうち、都立高等学校に792名、都内私立高等学校に428名進学しています。また、国立高等学校に4名、国立を除く都外の高等学校に81名進学しています。

なお、専修学校に進学した生徒あるいは家事手伝いなどの生徒は22名、就職した生徒は1名、海外に転出した生徒は5名となっております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 平成30年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について(報告)、説明をお願いいたします。

○宮本統括指導主事 平成30年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について、報告いたします。

スキップ教室では、児童・生徒が安心できる居場所として、児童・生徒の社会的な自立を支援するとともに、学校への復帰を目指して日々指導を行っております。

最初に、(1) 入室児童・生徒の状況についてでございます。入室者数は、小学3年生が2名、4年生が2名、5年生が1名、6年生が5名、中学1年生が12名、2年生が17名、3年生が22名、合計で61名でございます。

なお、在籍校への復帰者についてでございますが、昨年度途中での復帰者は、中学1年生

から3年生までで各1名の合計3名となっております。進級・進学時での復帰者につきましては、中学3年生で21名となっているのをはじめとして、合計で40名となっております。次年度、すなわち令和元年度への継続者は18名でございます。

次に、下段の(2)入室生徒の中学卒業後の進路についてでございます。中学3年生22名の進路でございますが、22名全員が都立あるいは私立の高等学校に進学しております。

説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について(答申)、説明をお願いいたします。

○高田公民館長 それでは、本答申の概要について説明いたします。

平成30年6月27日に、公民館長から西東京市公民館運営審議会に、西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について、諮問をいたしました。それに対し、平成31年4月24日に答申が出されました。

1ページをお開きください。

公民館の各事業や日々の取組及び現行の事業評価に一定の成果があることも認められておりますが、一方、課題として、効果的で一貫性のある公民館運営を進めていくためには、上位計画である教育計画を踏まえた長期計画の策定が必要であり、それに対する評価を基盤として、評価の活用方法に改善を重ねていく必要があるとして、5つの提言が示されました。

中段囲みに示されております(1)長期計画の策定、(2)評価プロセスの見直し、(3)組織的な評価の共有と活用、(4)評価能力の向上、(5)評価項目の最適化の5つでございます。

囲み下、1、西東京市公民館における事業評価では、事業評価が始まった経緯から、現在の事業評価方法及び項目について述べられております。

2ページをお開きください。

事業評価の成果では、事業の目的や方向性の再確認をする機会となっていること、事業評価の結果、次年度の講座や公民館運営にいかされていること、公民館運営審議会が評価を行うことによって、市民の視点やニーズを反映することとなっているとして、事業成果について記述されております。

続きまして、3ページ、4ページ目では、5つの提言ごとに述べられております。

長期計画につきましては、現在の単年ごとの事業計画では地域課題のアプローチが断片的であること、中長期的で一貫性のある運営を目指すには、教育計画を受けた5か年の長期計画を策定すべきとされております。

評価プロセスの見直しにおいては、主に評価スケジュールについて述べられております。公民館では、事業を実施するに当たり、事業の計画書、そして報告書といったものを公民館運営審議会に諮っておりますが、手続のスケジュール面などの遅延に伴いまして、なかなか事業計画を長期的な計画に反映することができない現状も指摘されております。そのようなスケジュールや業務量のバランスの見直しを求められております。

(3)では、評価の共有や反映方法について意見交換を行う仕組み、(4)では、評価を

行うに当たっての能力の向上の必要性、(5)では、評価項目の最適化について述べられております。

5ページの付帯意見では、公民館の担うべき役割の重要性が述べられており、そのためには現役常勤職員の増員が図られ、かつ長期的に関わる人材育成が求められるとされております。

また、評価結果の公表・共有化についても検討すべきと述べられております。

めくっていただきまして、資料1は、公民館事業評価のこれまでの取組や経緯がまとめられております。

資料2は、事業評価を開始した平成26年度――26年度事業の評価をする27年度に用いられた評価表が添付されております。

そして、資料3においては、今年度以降の計画と評価の位置づけのイメージ図となっております。

以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、3つの報告の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○山田委員 公民館の事業評価の話なんですけれども、この評価を行っている主体である審議会に対して、評価のあり方等について諮問をしていると。その諮問の中で、例えば、公民館は審議会に対して評価のための研修等を行うべきであるというような提言があるんですけれども、実際に自分たちが評価をしている主体でありながら、それについて諮問されて、それに対して提言して、自分たちにこうしろというのは、ちょっと堂々めぐりというか、何だかよくわからない感じがします。本来であれば別の主体に諮問するなりしたほうがよかったのではないかというふうに感じたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○高田公民館長 まず、事業評価の諮問は2回目になります。最初に事業評価を行った経緯でございますが、資料1に記載されております。社会教育法の改正に基づいて、公民館も事業評価をすべきとされたところからが発端でございます。では、どのような形でやるべきか、どんな表にするべきかといったところを、実はかなり時間をかけてじっくりと評価表などを勉強しながら作成いたしました。それを作ったものに関して諮問をしたようなところがございます。

その中で、出来上がった評価表というのが26年度に出まして、26年度事業を評価する27年度から実施されてきました。ただ、評価表そのものといいますか、どちらかというところ、やはり評価がきちっと反映できるような長期的な事業計画をとったところであったかと思えます。なかなかスケジュール的な、こちらの面もございまして、そういったことがきちっと評価を反映できるようなものでない。また、単年度ごとになってしまっているといったところが疑問に上がりまして、では、どのようなものであるべきかといったところを、PDCAではないんですけれども、ある程度運用を重ねてまいりまして、改めてもう一度、きちっとどうあるべきかを見直すといったところで諮問したものだと思っております。

○山田委員 結局、私自身が持っている諮問と答申というのが、今回のと――。今で言えば、

自ら自己点検して、自分たちがやっていることをさらにブラッシュアップしていこうというのは全然構わないと思うんですけども、これは答申とかというレベルのものではなくて、PDCAを回すみたいなので、常日頃からそういうことをやっていけばいいのではないかなという、そういうことなんです。やっていること自体に関しては、全然文句があるということではないんですけども、ちょっと違和感を感じたもので、一言言わせていただきました。

- 米森教育長職務代理者 今回の件で質問になりますけれども、公民館の方の事業評価というときの事業というのは、公民館の方々が独自で企画して市民に呼びかけるのもあると思うんですね。それと、市民が独自に集まってサークルみたいなものを作って勉強会をするなど、いろいろありますよね、そういう事業もありますよね。そういういろいろある中で、公民館の方々がする独自事業の評価をするという、ここら辺の公民館事業の評価というのは、どういう観点で整理したらいいかなと思って。
- 高田公民館長 公民館の事業評価というのは、まず、主催講座だけではなくて、公民館の運営そのものといったものに対しても評価を行っております。その運営というのは、例えば利用者であったりとか、自主的なサークル、団体であったりとか、地域への貢献ですとか、そのような観点についても評価しておりますので、主催事業だけを評価しているといった点ではございません。
- 米森教育長職務代理者 そうすると、自前でやる事業については、すごく評価が、どういう観点でやるというのはわかりやすいと思うんですけども、ほかの方がやられた事業を公民館の方が評価して、規模とか指標があるのかな、ほかの方の開催日時とか、外形的な長さとか、集まった人数とか、そういうようなことになってしまうんですか。
- 高田公民館長 まず、ほかの方といったところで、例えば、市民のサークル団体が企画しているようなものの講座であれば、そのサークル団体に対して謝金なども払っておりますので、やる前の段階でどのようなものなのかというのをきちっと諮ってやっておりまして、それについても、公民館の職員が必ず出て、どのようなものであったかといったものの報告とかも入っておりますので、そのようなものも評価の中に組み込まれております。
一方で、もちろんそれは人数だけではなく、どのような内容でどのような視点で行われたのかというものも、きちっと公民館の職員が、担当が入っておりますので、そういったところも評価の中に組み込まれております。
- 米森教育長職務代理者 そういうものが長期的な計画の視点に合うかとか、そういったことを入れながら今後はやっていきたいというお話ですか。
- 高田公民館長 はい。
- 木村教育長 では、ほかの二つの報告については特にございませんか。
- 米森教育長職務代理者 わかったらでいいんですけども、皆さん、スキップから高校に行かれるというのは、すごく、復帰されていいことだと思いますので、この方々が高校を終わってどういうふうに進路をとられたか、わからないかもしれないですけども、どういうふうな歩みをされたのかというのがちょっと気になったものですから、教えていただければ。わかればで結構ですけども。

○宮本統括指導主事 高校進学後もスキップ教室には卒業生がたびたび報告に来ており、電話があったりとか、あるいは直接来たりというようなことがあるというように指導員からは報告を受けております。

ただ、進学後の具体的な進路や数字はただいま持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが、現状では、高校には通っているという報告は受けております。

○米森教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

○山田委員 私も同じような質問なんですけれども、スキップ教室の、例えば中学1年生とか2年生で、進級・進学時に復帰している子がいると。そうすると、それは多分、クラス替えなどで、また行ってみようと思って行くんだらうと思うんですけれども、その子たちがまた不登校になるというようなことはあるんでしょうか。それともそのまま復帰して、学校へ継続的に行けるようになってきているのか、その辺はおわかりでしょうか。

○宮本統括指導主事 進級・進学時や、あるいは年度途中でも、学校行事のタイミング等で復帰できているケースがありまして、復帰後、生徒がそのまま登校できているケースもございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

○木村教育長 日程第3 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。何か御質問ございませんでしょうか。

○米森教育長職務代理者 先日、川崎で、通学途中の児童とその保護者が犠牲になるという痛ましい事件がございました。通学時については、通学路防犯カメラの設置とか、西東京市では進めてきた経緯もあると思うんですが、今回の事件を受けまして、さらなる取組も必要かと思いますが、その辺の状況を教えていただければと思います。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 5月28日川崎市において、早朝の登校中に、小学生の児童を含む多数の方が殺傷されたという本当に痛ましい事件が発生し、私どもも衝撃を受けたところでございます。

この件に関しての対策でございますが、現時点におきましては、文部科学省等からまだ通知は来ていないところでございますが、通学途中に起こったということでございますので、西東京市教育委員会といたしましては大変重く受けとめております。

そこで、当面の対応として、6月から7月にかけて、学校、保護者、地域の方々などの学校関係者、道路管理者、警察等によります、小学校における通学路の合同点検を毎年1回行っております。その中で、通学路の交通安全等と併せて危険箇所等の確認を行い、その周知を図ることでございますとか、あとは、小学生に対しては防犯ブザーを配布しておりますので、使い方等を改めて指導するなど、児童・生徒の登下校時の安全確保について、改めて学校に指導を徹底するよう教育委員会から通知を発する方向で現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

- 木村教育長 ほかにかがででしょうか。
- 高橋委員 今、米森委員がおっしゃったことについて私もお聞きしたいんですけども、通学路の総点検というのは、中学校の通学路も併せてということですよ。
- 森谷教育部参与兼教育企画課長 通学路は小学校が設定するものでございまして、中学校につきましては、特に通学路という位置付けはないものでございます。
- 高橋委員 そうしますと、中学生にも同じような危機が起こる可能性はもちろんあると思うんです。中学生は、特に部活動で行き帰りが増えるという部分もあるので、それを全てカバーするのはもちろん難しいと思いますので、なおさら生徒本人に防犯意識を持たせるという教育を徹底していかなければいけないと思うんです。なので、それは通達してくださるということなので、よろしくお願いします。

あと、通学途中だけではなくて、いつでもどこでも襲われる危険性はあるというふうに、時代がなくなってしまっているんで、そういう視点を低学年のうちからつけていかなければいけないと思うんです。アメリカでは、小さい子ども用にそういった絵本がたくさんあって、私が覚えているのは、「とにかくさげんでにげるんだ」という題名の、日本語になっている絵本なんですけれども、そういう絵本を読ませて、もちろん防犯意識はつけるんですが、実際に、とにかく叫んで逃げるといってもできないんですよ。いざ本当に怖い思いをしていると、怖くて固まってしまって、叫んで逃げることができないので、私は、小さいうちから実際にその訓練が必要だと思っているんです。

だから、何かあったときに固まってしまうから、叫んで行動を起こすということを訓練するというのを、学校でもやっていただいているところなんですけど、それはやっぱり私たち教育委員会でもそういった訓練が必要だという意識を共有して、避難訓練とかわかりませんが、そういったところに当たり前のように組み込んで、叫んで逃げるといって、大声を出して叫ぶというのは誰にでもできることではないんですよ。私なんか多分、実際はできないと思うんですよ。だから、そういう具体的な方策を、通達を出すだけではなくて、実際、現場で徹底してやっていっていただきたいなと思います。

- 木村教育長 学校では安全指導とか安全教育ということで、それぞれやっていると思うんですが――。
- 内田教育指導課長 高橋委員のお話のように、不審者に襲われたときに大声を出して逃げるといのは非常に大切なポイントで、各学校でセーフティ教室をやる際に警察署の方が来て、特に低学年なんかは不審者対応に関する内容を学ぶことが多いです。その際に、合い言葉で「いかのおすし」というのがあるんですけども、その中の、「いかのおすし」の「お」というのが、まさに大声を出すということで、そういった合い言葉というか、そういうものを使って、小さいうちから、何かあったときには大声を出して逃げると、相手もひるんで、そのすきに逃げることができるんだよというようなことを、セーフティ教室もそうですし、年間を通した生活安全に関わる安全指導の中で学んでいるところでございます。
- 木村教育長 引き続き、各学校でそういった取組を、これを機会にまた改めて見直して進めていただくということで、いろいろな会でまた周知していきたいと思っております。

ほかにかがででしょうか。

○山田委員 私も今のことに関連して、通学路の小・中学生、特に小学生の低学年かな、結局、歩きながら戯れてしまっているんですね。注意が全く散漫で、友達と遊びながら歩いている。それはそれで子どもらしくていいんですけれども、やっぱり昨今のそういうことを考えると、周囲に対して注意をめぐらせるということも大事なので、そこら辺の教育というか、そこらを子どもたちに対して徹底させていただけると少しは違うのではないかなと。

今回のようなことは、本当に降りかかった災難で、多分どんな予防線を張っていても防ぎようはないと思うんですけれども、ただ、横断歩道で待っていてトラックが突っ込んでくるなんていうのは、スマホをいじくっていなければ逃げられたかもしれないし、隣の子とじゃれていなければ逃げられたかもしれないというようなケースもあると思うんですよね。だから、そういう数を減らすという意味では、できるだけ努力をすべきなので、やはり通学時に集まったとき、集団登校はそれなりにまたメリットもあるんでしょうけれども、集団になるがゆえに危険を自ら招いている部分もあると思うので、そこら辺も学校教育の中で少しずつ指導していただければというふうに思います。

○内田教育指導課長 まさにそのとおりで、先ほどの年間を通した安全指導の中では、生活安全、交通安全、災害安全という3つのカテゴリーがあって、それぞれバランスよく指導しているところですが、交通安全にしても、それから不審者に対応する生活安全にしても、それぞれの発達段階に応じて安全な学校生活が送れるように指導をきちんとするよう、学校にも働きかけをしっかりとしていきたいと思います。

○山田委員 よろしくをお願いします。

○服部委員 今回のことに関しては本当におっしゃるとおりで、学校というそれぞれの地域においていったときに考えられることかなと思うんですが、子どもの本来の姿も認められながらもそういったことが進むといいなという意味では、やっぱり子どもはじゃれたり群れたりするのが楽しい、すごく子どもらしい姿でもあるので、もしこれ以上のことというのであれば、放送が流れますよね、今から私たちが帰りますので、見守ってくださってありがとうございますと。やはりああいったものが聞こえてきたら、通学路に面している方は少し外を見てみるとか、やっぱり大人が守ってあげたいなと思ったりしています。

というのが1点と、あと、もう1つよろしいでしょうか。このたびたくさんいただいた資料で、4月1日の小・中学校の学校だよりをいただいて、見せていただいたんですけれども、1つ気になったのが、携帯電話とかゲームとかに関する注意喚起があったのが、小学校18校の中で2校だけだったんです。それで、4月1日のこういうものは、1、2年生に入った親御さんが特に注意して見てくれる。だんだん3月、4月、5月となっていくと見なくなるかもしれないけれども、すごく注目度の高いところにこういったことが、例えば中原小で、「SNS中原小ルールについて」とあって、これはたしか東伏見と2つが明示されていて、やっぱりこの4月、5月という大事なところで、これを全部入れてほしかったなと思いました。

ほかも皆さん、それぞれ工夫して、学校の思いが伝わるいいお便りだったんですけれども、こんな時代ですので、親が一番見る機会にこれを。それで、そのことを親子で話し合ってくださいというような注意喚起が、多分、ほかではなされているかもしれないんですが、たま

たまにいただいた学校だよりで気が付いたことでした。

○木村教育長 このことについては、市教委もいろいろ、都教委の資料などを配布しながら取り組んではいらるんですね。

○宮本統括指導主事 SNSに関しましては、SNS学校ルールを全ての小・中学校で策定しております。既に周知はしているところですが、学校だよりであったりとか、今御指摘のように、学校だより以外のところでも周知しているところがあります。

いずれにいたしましても、保護者の方を含めて、家庭での協力が不可欠になりますので、周知の方法等はこちらも把握した上で、必要な指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

○内田教育指導課長 つけ足しになりますが、学校だよりの内容として、SNSに絡む内容は、割と夏休み中、子どもたちが家庭で過ごす時間も多くなって、やはりいろいろな携帯電話ですとか、スマートフォンですとか、そういうものを家庭で利用する機会が多くなるので、夏休み前ですとか、そういった時期に、SNS〇〇学校ルールですとか、そういった学校でのルールを再度確認させたりするようなことが多いのかなど。それを学校だよりでもその時期に示すのが多いのかなどというのが、割と傾向としては感じられております。

○木村教育長 では、そのほかにございますか。

○高橋委員 5月25日に運動会に行かせていただき、とても元気な子どもたちの姿と、先生方の一生懸命な姿を見せていただいて、感動して帰ってまいりました。やっぱり熱中症対策についてとても気になる場所ですけれども、たまたまものすごく天気がよくて、校庭で出番を待っている子どもたちの予防について、先生方がとても頭を悩ませていらっしゃったので、そこについて何か新しい方向性があるのかどうかをお伺いしたく――。例えば、テントをもう少し増やすとか、そういったことについて。

○宮本統括指導主事 熱中症対策に関しましては、何よりも子どもの様子をきちんと観察すること、水分補給をこまめに行うこと、そして、環境条件がどうなっているのかということのうち、今お話があった環境条件については、暑さ指数を一つの基準として、31度を超えた場合は原則中止ということで徹底しております。

なお、水分補給に関しましては、例年より細かく休憩時間をとったりとか、当然、帽子を被せたりとか、霧吹きで水を撒いている先生がいらっしゃったりとか、各学校で工夫しております。当然、テントの数には限りがありますので、どのようにして日陰の場所へ移動するのかといったところで、休憩時間にエアコンの入っている教室を利用したような学校もありましたし、各学校で工夫しながら、今申し上げた子どもの観察、水分補給、環境条件の把握に努めて、先週の5月25日の運動会もやらせていただいたところです。事故がないように十分気をつけながら各学校で行っていますが、教育委員会のほうも必要な指導、助言は行ってまいりたいと考えております。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和元年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会します。どうもありが

とうございました。

午 後 2 時 36 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員